特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

真室川町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

真室川町長

公表日

平成27年2月23日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	住民基本台帳事務								
②事務の概要	住民基本台帳法等の規定に則り、 住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民の照会 ②転入等の異動届の入力 ③住民票などの証明書発行								
③システムの名称	住基システム 住基ネットCS 中間サーバー								

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル

- 住基ネット本人確認情報ファイル
- 住基ネット転出証明情報ファイル
- 住基ネット広域住民票ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第 27号)第7条、第16条、第17条並びに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条、第6条、第7条、第 8条、第12条の1、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択版> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
		=		

②法令上の根拠

番号法第19条第7号、別表第二 (別表第二の情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120項並びに内閣府総務省令(平成26年省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第58条、第59条

(別表第二の情報照会の根拠) なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	真室川町 町民課
②所属長	町民課長 庄司喜一

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 真室川町総務課
 最上郡真室川町大字新町127番5
 0233-62-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 真室川町 総務課 最上郡真室川町大字新町127番5 0233-62-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 对象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1,000人以上1万人۶	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		平成2	27年1月28日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成2	27年1月28日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる